第３回　斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会

（書面会議）次第

**１．はじめに**

　斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則第５条第２項の規定では、「会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。」となっていることから、「意見書」の返送が半数となったことをもって会議成立とさせていただきます。つきましては、

１１月３０日（月）までに「意見書」をご返送いただきますようお願いいたします。

**２．議事**

（１）斑鳩町都市計画マスタープラン　序章～全体構想（素案：修正版）について

【資料１，２，３】

・第２回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会でお示しした「斑鳩町都市計画マスタープラン（序章～全体構想素案）」に対する委員のご意見等をふまえ、斑鳩町都市計画マスタープラン（序章～全体構想素案：修正版）を取りまとめております。

※委員のご意見等による修正箇所は朱書き・下線としています。（グラフや図の追加・修正は朱書き・下線としていません。）

・ご意見がある場合は、「意見書」にご記入ください。

（２）斑鳩町都市計画マスタープラン　地域別構想・計画の実現にむけて（素案）について【資料４】

・議事（１）の「全体構想素案：修正版」を踏まえ、北部・西部・東部の３地域に区分し、「地域別構想素案」を取りまとめております。

※現行計画からの変更・修正箇所は朱書き・下線としています。（グラフや図の追加・修正は朱書き・下線としていません。）

・ご意見がある場合は、「意見書」にご記入ください。

**３．その他**

（１）パブリックコメントの実施について【資料５】

・本来であれば、本策定委員会のご意見を踏まえ、素案作成後にパブリックコメントを実施するところですが、新型コロナウイルスの影響により、都市計画マスタープランの改定スケジュールが大幅に遅れていることから、本策定委員会のご意見を頂戴した後、先にパブリックコメントを実施させていただきます。本策定委員会には、パブリックコメントのご意見も含めて第４回策定委員会を開催させていただきます。

　※改定スケジュールの変更・修正箇所を朱書きとしています。

（２）次回委員会の日程について【資料５】

・パブリックコメントにつきましては、令和２年１２月中旬頃～令和３年１月中旬頃に実施を予定し、次回委員会は２月初旬頃の開催を考えております。